

加古川市立図書館除籍資料の譲与(リサイクル)に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市立図書館(以下「図書館」という。)で除籍した図書館資料の有効活用を図り、市民の読書活動に資するために除籍資料の譲与に関して必要な事項を定める。

(対象資料)

第2条 譲与の対象は、加古川市立図書館資料除籍基準に基づき除籍した図書及び雑誌とする。ただし、次の各号に該当する除籍資料は除くものとする。

- (1) 汚損、破損が著しいもの
- (2) 点字資料
- (3) 館長が不相当とみとめるもの

2 寄贈された資料のうち、受入を要しないものについて、寄贈者の了解がある場合は、本要綱を準用し、譲与対象とする。

(提供対象)

第3条 対象資料は、次の各号に掲げる団体又は個人に譲与できるものとする。

- (1) 市内の学校、社会教育施設、公共的団体
- (2) 加古川市民及び市内に通勤、通学している者
- (3) その他館長が適当と認める者

(提供の方法)

第4条 譲与を行うときは、提供日、譲与冊数等について、実施前に別に要領を作成して実施するものとする。

2 寄贈資料の譲与については、館内にリサイクル専用の棚を設けて行うものとする。

(譲与の条件)

第5条 譲与対象資料は、無償で提供するものとする。

2 譲与を受けた者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 譲与を受けた資料について、転売その他営利目的に利用しないこと。
- (2) 譲与を受けた者が団体である場合は、譲与資料について有償貸出等図書館と同様の用途以外に利用しないこと
- (3) 譲与を受けた者が個人である場合は、譲与資料を個人の読書以外に使用しないこと
- (4) 前の各号に掲げるもののほか、館長が指定する事項

(譲与の取消し)

第6条 譲与を受けた者が前条第2項の各号の事項を順守しなかったときは、館長は譲与を取り消し、又は譲与した資料の返還を求めることができる。

2 前項に該当する者は、以降の譲与対象者から除外できる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月22日より実施する。